

山形市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との 地方創生の推進に係る包括連携に関する協定書

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 9月13日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

執行役員 東北本部長 重清 剛

山形市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市における地方創生に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 地元企業等の海外展開支援に関すること。
- (2) 地元企業等の支援に関すること。
- (3) 防災・減災及びリスクマネジメントの推進に関すること。
- (4) その他地方創生に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た情報を他に漏らしてはならない。この協定の終了後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、取り決めるものとする。